

高知大学こうち未来創生イノベーションシステム事業規則

令和7年9月11日
規則 第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学（以下「本学」という。）が実施するこうち未来創生イノベーションシステム事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「こうち未来創生イノベーションシステム事業」とは、本学が平成27年度大学教育再生戦略推進費「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」に採択された事業から自立し、同事業の教育プログラム等を継続させるものとして立ち上げた事業（以下「こうち未来創生事業」という。）をいう。

(目的)

第3条 こうち未来創生事業は、高知県で活躍する人材の育成、県内産業の活性化を推進して当該地域における雇用創出及び学卒者の地元定着率の向上に寄与することを目的とする。

(事業の実施)

第4条 こうち未来創生事業は、各学部等の協力を得て、次世代地域創造センターにおいて実施するものとする。

(修了)

第5条 こうち未来創生事業の所定の教育プログラム等を修了した者には、認定証等を授与することができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年9月11日から施行し、令和7年4月1日から適用する。